

## 1. 京都府下自治体状況

9自治体回答（福知山市・舞鶴市・綾部市・亀岡市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・木津川市）している。綾部市・舞鶴市など、指定管理者制度導入時点から、利用料金制度を採用している自治体が多くあった。

そうした自治体の多くは制度の定着化が図られるなどされていることから、課題事項については特になしとされる例が多くあった。

## 2. 施設種別毎の利用料金制度導入状況

- ・文化・生涯学習施設について導入の比率が大きくなっており、八幡市の文化センターをはじめ、生涯学習センターにおける利用料金制度の導入も多くされている。
- ・コミュニティ施設についても、利用料金を採用しているケースがあるが収支の状況等をヒアリングする中で利用料金のメリット等検討を要する。
- ・体育施設については、各自治体利用料金制度の導入が進んでいる状況にある。
- ・福知山市の総合福祉会館など利用料金の割合が低く、導入していない自治体もあることから福祉施設等導入については利用料金のメリット等検討を要する。
- ・駐車場・駐輪場については長岡京市が利用料金が維持管理料を上回る施設として、最低納付金＋（収入－支出（最低納付金含む））×10%を指定管理者から市へ納付させている。
- ・斎場については回答自治体において、指定管理者制度を採用している自治体はない。

・全国の火葬場は1467施設、うち京都府下は12施設（平成29年4月日本斎苑協会調べ）

・府下火葬場で指定管理者制度を導入しているのは、2施設（宇治市斎場、与謝野町立阿蘇霊照園）（平成29年4月日本斎苑協会調べ）  
与謝野町立阿蘇霊照園は利用料金制度は採用していない。

・全国で指定管理者制度を導入している火葬場は286施設（公設火葬場の20.1%）、うち249施設（86.8%）は公募による（平成29年4月日本斎苑協会調べ）

### 3. 指定管理料の他市積算状況

#### 【綾部市】

- ・特別な事情を除き、前年度と同額が基本

#### 【亀岡市・京丹後市】

- ・積算施設管理経費から積算利用料金収入を控除した額  
(施設の管理運営経費の見込額の総額から、利用料金及びその他の事業収入の見込額の総額を減じた額)
- ・更新時に指定管理者が作成した収支予算書等に基づく額 (体育施設)

#### 【長岡京市】

- ・指定管理者を選定するにあたって5年間の事業計画(予算)における指定管理料が基本

#### 【八幡市】

- ・実管理経費から利用料収入等差し引いた額 (体育施設)
- ・非公募につき、候補者からの申請内容により決定 (文化センター)

#### 【京田辺市】

- ・当初指定管理料を継承 (福祉施設)
- ・市からの指定管理料はなく指定管理者のみで運営している (駐輪場)
- ・直営直近3年間の決算書を参考に指定管理料上限額を設定 (体育施設)

#### 【木津川市】

- ・施設管理を実施するために適切な額を、事業者と協議の上設定している  
(コミュニティ施設)
- ・業者から提案のあった金額を市で精査して設定している (体育施設)

### 4. 運用に係る事項

利用料金制度を運用して、今後の課題事項としてされてものは、主な事項は以下のとおり。

#### 【亀岡市】

- ・利用料金収入の一部市繰入れ検討等が必要

#### 【長岡京市】

- ・利用料金をそこまで高くできない施設の場合、必ずしも利用料金制度が、指定管理者にとって大きなインセンティブになるとは限らない
- ・市側の融通(突然のキャンセルなど)が通りにくくなる

#### 【京田辺市】

- ・使用料は施設の開設当時の定めで近年では管理費用を賄うことが困難
- ・少子高齢化による利用者の減少と減免適用の増加により収入が減少